



歳末特別警戒実施中!!



☆ 12月15日 ~ 12月31日 ☆

♪25日から31日は20時にサイレンを吹鳴します。

本格的な冬到来!!

新年までにやる事がたくさんあって、火の取り扱いがおろそかになっていませんか？火事のない1年で終わるために、料理をする時や暖房を使う時には消したことの確認をしましょう！
電気やテレビはつけっぱなしでも火事にはならないけれど、コンロやIH、暖房器具は消し忘れで火事になります！



IHでも火事になる?!

加熱する力が強いため少量の油で揚げ物をする時に安全装置が間に合わず火事になることがあります！

10年が交換の目安 と言えは?

電池の寿命は約10年！

古くなると、電池切れや機器の故障等で、火事になっても警報音が鳴らないことがあります！

点検ボタンまたは点検ヒモで定期的に作動確認をしましょう！



住宅用火災警報器 の話です。

～ 日高西部消防組合 富川消防署・日高支署・日高消防団 ～

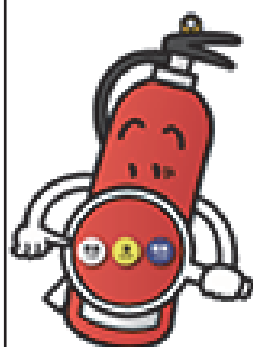
消防法令に基づいて設置されている 旧規格消火器は2021年12月31日までに交換が必要です

消防法令に基づいて消火器の設置が義務付けられている建物等で、2011年1月1日の規格省令改正により既に型式が失効している消火器を継続的に設置できるのは2021年12月31日までです。2022年1月1日以降は、型式が失効した消火器の設置は認められませんので、計画的な交換・リサイクルをお願いいたします。

なお、製造年が2012年以降のものは旧規格消火器ではありません。製造年が2011年以前のものについて、次の内容を確認して下さい。

適応火災マークを確認してください！

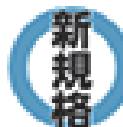
適応火災のマーク



文字表示の消火器は、
交換が必要です。



絵表示の消火器は、
今後も設置可能です。



普通火災用

油火災用

電気火災用

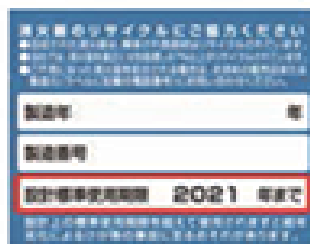
消火器の設計標準使用期限はおおむね 10 年です

見た目が新しく見える消火器でも、長い間設置していると経年で不具合が生じることがあります。メーカーが推奨する消火器の設計標準使用期限は製造よりおおむね10年（住宅用消火器はおおむね5年）です。

新規格の消火器の本体には「設計標準使用期限」が書かれています。設計標準使用期限が書かれていない消火器は旧規格ですので、早めの交換をお願いします。

ご家庭等に自主的に設置している消火器については、消防法令上の交換義務はありませんが、使用期限内での交換を推奨します。

なお、新規格の消火器の本体には「設計標準使用期限」が書かれています。設計標準使用期限が書かれていない消火器は旧規格です。



ご不要になった消火器はお近くの販売店へ

ご不要の消火器は廃棄の窓口となる【特定窓口】（消火器販売店等）または【指定引取場所】（メーカー営業所等）へお持ちください。

お近くの窓口は消火器リサイクル推進センターのホームページまたはお電話（03-5829-6773）でご確認できます。

日高西部消防組合

富川消防署

TEL : 01456-2-1521

日高支署

TEL : 01457-6-2244